

伊勢崎市保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 5 日

伊勢崎市長 臂 泰 雄

伊勢崎市条例第 27 号

伊勢崎市保健センター条例の一部を改正する条例

伊勢崎市保健センター条例（平成 17 年伊勢崎市条例第 118 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢崎市健康管理センターの項中「連取町 1155 番地」を「太田町 1178 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 14 日から施行する。